

「汚職等防止強化・ サービス事故防止」月間

あなたは
大丈夫ですか？



東京都教育委員会では、毎年7月を「**汚職等防止強化月間**」（教育庁各部、事業所、都立学校対象）と「**サービス事故防止月間**」（全公立学校対象）として位置付け、自己点検や研修を行い、汚職等の防止強化とサービス事故の根絶に努めています。

一旦、事故が起これば、多くの児童・生徒等の心を深く傷つけ、学校に対する信頼も失墜してしまいます。

「汚職等防止強化月間」

今年3月、自ら偽造した文書を用いて契約をねつ造し、公費を横領した事務職員が懲戒免職となりました。汚職事件等を起こして懲戒免職になると、**定年までの給料はもちろん、退職手当が支給されず、年金も一部減額されます。また、御家族も社会の冷たい視線にさらされることとなります。**

汚職等を防止するためには、本人の自覚だけでなく、御家族の協力も必要不可欠です。以下、以下の点に御留意いただくようお願いします。

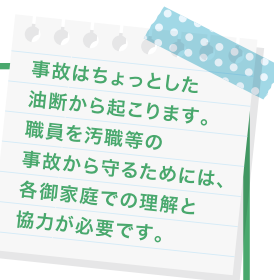
1 業者、児童・生徒、保護者等の利害関係者からの贈答品は、せん別・中元・歳暮を含め、いかなる名目でも受け取らない。

郵便や宅配便などで送られてきた場合も、受け取らないようにします。万一、御家族の方が受け取ってしまった場合は、必ず返送して、その控えを添えて上司に報告してください。

2 その他一切の利益や便宜供与は受けない。

職務上必要であっても、所属長等の事前承認を得ず、利害関係者と庁舎外・校外で接触してはいけません。また、利害関係者の斡旋で入手困難な観戦チケット等を譲り受けることは、その費用を自分で負担しても便宜供与を受けたこととなりますし、御家族がアルバイト先の紹介を受けることも便宜供与を受けたこととなります。

その他、兼業・兼職を行う場合も、内容により制限があり、事前に所属長等の許可が必要です。このように公務員である教職員には、厳格な倫理規範が求められています。



問合せ先・相談窓口 総務部法務監察課 ☎ 03-5320-6736

「サービス事故防止月間」

体罰、不適切な指導、個人情報の不適切な取扱いといった教職員によるサービス事故が多く起こっています。交通事故や欠勤、会計事故、無許可の兼職・兼業、諸手当の不正受給等のサービス事故も少なくありません。特に、**わいせつ・セクハラのような重大なサービス事故も目立ちます。**

サービス事故は、「・・・したつもり」という意識から起こることが少なくありません。「児童・生徒のことを考えて指導しているつもり」「引き出しに入れたつもり」になっていたところ、事故が起こってしまったという例が後を絶ちません。また、これくらいなら大丈夫という甘い判断から、予期せぬことでサービス事故として発生してしまうこともあります。

ひと声かけ合うなどのコミュニケーションを図り、担当に任せきりにせず互いに確実にチェックする体制や仕組みを整えたりすることで防げる事故は多くあります。また、職務を行う上での手順や方法を知らずに、上司や同僚に相談をすることもなく、勝手な判断で行った結果、サービス事故になったという事例もあります。

この機会に、サービス事故に関する正しい知識と高い倫理観を身に付け、教職員相互の理解と協力で、都民の信頼を失うことのないよう、サービス事故を起こさない学校にしましょう。

問合せ先・相談窓口 人事部職員課 ☎ 03-5320-6798

